

「竹島」と国際裁判例の動向

「先送り・無策で領土喪失」とならないために

鬼頭 誠

あぐら・まこと

読売新聞東京本社
調査研究本部主任研究員



はじめに

韓国が半世紀を超えて占拠を続ける日本海中の孤島「竹島」は、日韓両国の公表史資料を国際法理論及び国際裁判例に照らして見る限り、日本政府の主張通り、日本領と考えるのが至当だ。ただ、紛争に決着をつける資格と能力のある、数少ない機関である国際法廷（国際司法裁判所、仲裁裁判所など）へのこの問題の提訴は、韓国側の反対でメドは立っていない。しかも、近年、竹島に直接の利害関係がない第三国の専門家にまで「法廷でも韓国に利あり」とする見解が登場している。そこで、

仮に国際法廷での争いになった場合に浮上する日韓両国間の争点を想定して、竹島問題を検証してみたい。紹介した見解は、アメリカで発行されている季刊専門誌「海洋開発と国際法」（第38巻、2007年1/2月号157-224頁）に掲載された論文「独島（竹島の韓国呼称）の領有権と領海に関する法的諸問題」（ジョン・M・ヴァン・ダイク米ハワイ大法学部教授）で示された。ヴァン・ダイク氏は、数年前にも、米軍海外向けラジオVOAの番組で、韓国による長期の実効支配であり、対する日本側は黙認と変わりないとして、「これから国際司法裁判所に提訴すれば95%の確率で韓国が勝利

する」と予測した。

そこで、以下では便宜上、件のヴァン・ダイク論文（以下、「ダイク論文」と表記）の論点に沿って、その是非を検討していく。

「先占」も領有権の伝統的な根拠

ダイク論文はまず、竹島を「二つの小島と32の岩礁からなる0・18平方キロの陸地」、「（韓国の）鬱陵島ウルルンから（南東へ）88キロ」、「（日本の）隠岐から（北西に）158キロ」の距離にあると描写する。韓国政府が「近接性」を領有権主張の根拠の一つにあげているからだ。

しかし、自国領土から紛争地までの距離が紛争相手国よりも近接していることは、過去の国際裁判例（1928年バルマス島事件判決ほか）によれば、領有権の権原（論拠）にはならない。竹島は日本本土より韓国（鬱陵島）に地理的に近いが、それだけでは領有権に関して韓国側に利があることにはならないという意味だ。

ダイク論文も、領有権の根拠として「発見」「実効的な占有」「黙認」「近接性」が検討対象になるとして「近接性」を並記はするが、むしろ、「近年の」国際法廷は、実効的な統治権行使が直近に行われてきた実績を重視す

る傾向が強い」と論じ、韓国による実質占拠の現状の力をかなり肯定的にとらえている。

領有権の根拠としてダイク論文が落としているのは「先占」（occupation）である。内外の国際法学者の解説（山本章二著「国際法」ほか）によれば、ある国が、「発見」した土地、あるいは、どの国にも所属しない「無主地」（*terra nullius*）に対し、領有意思とその公示に基づき実効的な統治行為を行うことを「先占」といい、引き続き実効的な占有を行っていれば国際裁判でも領有権の主張は認められる。この「先占」こそ、後述する日本による1905年竹島領有閣議決定の根拠になった。

なお、国際裁判例によれば、A国によりある島が「発見」あるいは「先占」されても、そこにB国が領有権を主張して実効支配し長期間を経過した場合、「時効」あるいは「長期間の平穏な実効的な占有」により、領有権はA国からB国に移転する。「長期間」に明確な数字はなく、状況によって異なる。また、「平穏」とは元の領有国（A国）による「黙認」の継続を意味し、反対に、A国が適宜適切な抗議を行う限り「時効」はその都度中断し、平穏かつ実効的な占有とは認定されない。

韓国は6世紀から竹島統治というが…

次に、領有権の根拠としてダイク論文が列挙した「発見」「実効的占有」「時効」「黙認」及び「先占」について、竹島がどうあてはまるかを具体的に見てみよう。このうち、「発見」「先占」について検証するのに20世紀初頭までの主な歴史資料を概観し、「実効的占有」「時効」「黙認」を検証するのに第2次大戦後の経緯を振り返る。まず前者について、韓国は歴史的資料を証拠として、竹島を「西暦512年から領有してきた」と主張している。これが史実とすれば、韓国は竹島を長らく統治していたことになる。

ダイク論文も「韓国の独島（竹島）に対する歴史的な領有権行使の実態」があると認める。例えば1900年、大韓帝国（韓国の前身）は勅令第41号で「鬱島全島と竹島石島（韓国の解釈では「鬱島全島」は鬱陵島、「竹島」は隣接する竹島へ日本の竹島とは異なり、日本名「竹嶋」）、「石島」は独島）の行政管轄を宣言したが、この勅令中の「石島」こそが「独島（竹島）」だと力説する韓国の主張をヴァン・ダイク氏は受け入れている。しかし、史料を実際に検証した日韓両国の研究者らに

よると、韓国が竹島統治の最初の証拠としてあげる「西暦512年、新羅による鬱陵島征服」の記録が掲載された15、16世紀の官撰記録（「世宗実録」、「東国輿地勝覽」など）には、独島、竹島あるいは日本での旧名「松島」の記述も見あたらない。

鬱陵島とともに登場する関連地名は、鬱陵島の属する「于山国」、鬱陵島に遠くないところ（「相去不遠」）の「于山島」しかない。そこで、韓国側の論者はこぞつて、この「于山島」が「独島の古い島名」であり、「独島は鬱陵島の属島だ」と口をそろえる。

ところが、実際の鬱陵島の地図（図1）と現地写真を見れば一目瞭然。鬱陵島から東2キロには、約90キロ（経度で1度）も離れた岩礁に過ぎない竹島（図1 東島0・073平方キロ、西島0・089平方キロ）ではなく、それよりも一回り以上大きく平地や樹木もあるれつきとした島、「竹嶋」（写真①）日本での呼称、韓国名「竹島」、0・2平方キロ）、また、竹嶋よりはぐっと小さいがやはり平地と樹木のある「観音島」（写真②）0・071平方キロ）の2島が浮かぶ。鬱陵島周辺には、竹島に似た岩礁はたくさんあるが、人が住める島の形状をしているのは竹島ではなくこの2島だけだ。なお、韓国

の人たちは竹嶋以外には島と岩との区別がつかないと主張するという（2007年島根県竹島問題研究会編「竹

島問題に関する調査研究」最終報告書 船杉力修・島根大准教授論文「附 鬱陵島調査報告」）。

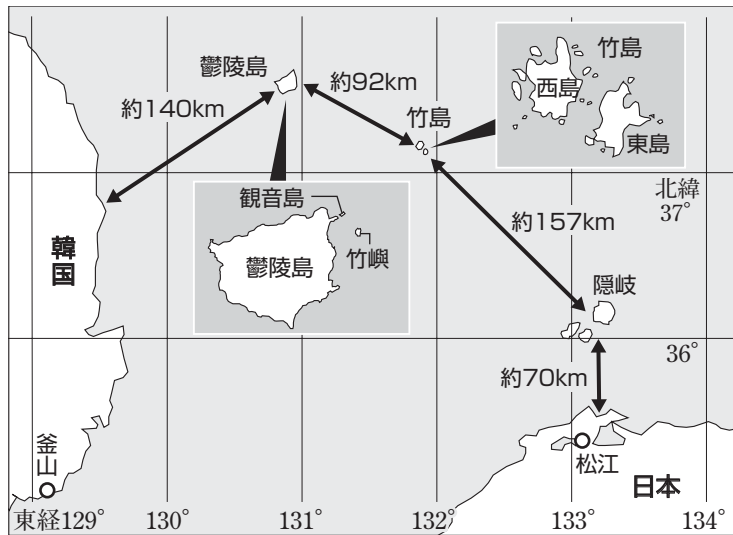
先の公文書の「于山島」、1900年勅令の「竹嶋」「石島」を現況に照らす限り、「于山島」とは、遠く離れた岩礁「竹島」ではなく「竹嶋」（竹嶋）であり、「石島」も岩礁「竹島」ではなく観音島あたりと推察がつく。興味深いのは、韓国在住の米国人英語教師ゲリー・ビーバーズ氏調査による韓国国内博物館所蔵の古地図を網羅したコレクション（<http://dokdo-or-takeshima.blogspot.com>）。その中には、「海長竹田 所謂于山島」と、背丈6メートルにもなる海長竹を産する竹嶋の特色が付記された「于山島」の地図（写真③）もみつかる。これに対し、韓国の識者たちが「于山島」だとする竹島は古来、海長竹などの育たない不毛の岩礁だ。

既出の「竹島問題に関する調査研究」最終報告書にも同様の詳細な韓国古地図調査報告（船杉力修・論文「絵図・地図から見る竹島(II)」）が公表されている。

「独島は鬱陵島の属島」だとする韓国の竹島に関する歴史の評価についても、根拠は薄いようだ。

日本側の歴史資料には、17世紀の江戸時代、鳥取藩や隠岐の漁民たちが157キロ北西の竹島を経由、さらに

■ 図1 竹島とその周辺海域



地図では分かりにくいですが、面積は大きい順に竹嶋（0.208平方キロ）、竹島（西島0.089平方キロ、東島0.073平方キロ）、観音島（0.071平方キロ）

西方92キロの鬱陵島へアワビ、木材などをとりに出ていた記録が多数残されている。遅くとも江戸時代、日本人漁民にとって竹島は鬱陵島への航路に位置する重要な経由地、避難場所だった。

これに対し、韓国から日本に渡る航路は一貫して朝鮮

半島の南の済州島、対馬だった。韓国人が鬱陵島から竹島経由で日本に渡った記録はただ1件（後述の安龍福一行）を除けば、存在しない。日本政府も指摘したことがあるが、15世紀から1881年まで400年以上の間、李氏朝鮮は「空島政策」で鬱陵島への韓国人の渡航も禁



① 右手の鬱陵島側から左手に見える小島が竹嶼。元來定住できる平地や水のない竹島と違い、人が居住した記録もある。（船杉力修・島根大准教授撮影）



② 韓国側が無視したがる観音島。韓国が1900年公文書で管轄下に置いた「石島」はこの観音島だと日本側は見る。韓国は「石島」とは竹島のことだと主張している。（船杉氏撮影）



③ ソウル大学校奎章閣所蔵「鬱陵島図形」（1711年）の一部。上部の鬱陵島の下方（東沖合）に描かれた島の輪郭の中、右から左へ「海長竹田所謂于山島」と付記されている。（2007年島根県竹島問題研究会編「竹島問題に関する調査研究」最終報告書より）

李朝は竹島を知らなかった！

むしろ、李氏朝鮮時代の韓国は、竹島の存在にはほとんど気づいていなかった可能性が高いとする見方が日本の研究者には多い。17世紀末、日本人漁民に鬱陵島で拘引されておそらく竹島経由で米子、鳥取に引致された朝鮮人漁民・安龍福の一行が4年後、今度は独自に來航し、再び鳥取に引致される事件があった。帰国後、安龍福が朝鮮政府役人に「松島（竹島の旧名）は子山島（于山島の誤記）でありわが国（朝鮮）の地」と江戸幕府に申し入れてきたと誇張を含めて報告した。しかし、李朝政府は安龍福を密航者扱いの上、竹島のことも調査することなく無視したことが李朝の正史（肅宗実録）に残されている（現在の韓国では、安龍福は竹島の領有権を宣言した英雄として扱われているという）。

地図上でも、18世紀になってやっと鬱陵島のすぐ東に「于山島」（それ以前は西側に鬱陵島と同じ大きさで描いた地図もある）が描かれるようになったが、前述の通り、現在の竹嶼の特徴を示しており、竹島と断言できる根拠は見あたらない。20世紀も間近となった1899年刊行

止していたから、韓国人は、鬱陵島を含め、朝鮮半島の東方海上への関心を持ちようがなかった。数年ごとに役人が鬱陵島検察使として派遣された記録はあるが、その中に竹島のこととはつきり分かる記載はなく、むしろ鬱陵島や竹嶼の描写と推定される記載を現代の論者が竹島のことだと決めつけているケースが多い。

結局、歴史的にも地理的にも、鬱陵島周辺の竹嶼や観音島を属島とは言えても、晴れた日に鬱陵島をかなり登った所からやっと見える程度という竹島を鬱陵島の「属島」と説得するのは困難と思われる。

の大韓帝国地理教科書「大韓地誌」ですら、鬱陵島と「于山島」を西洋式の経緯度表記とともに国の境と記し、経度で東に1度離れた竹島について記述は一切ない。現在韓国で呼称される「独島」という名称すら韓国の公式文書に登場したのは1906年、日本からの鬱陵島視察団が竹島の日本領への編入を韓国側に通知した後だった。韓国は20世紀に入るまで、竹島のことを知らなかったと見る多くの日本人研究者たちの主張が信憑性をもつゆえんである。

「無主地」の先占——日本の主張

では、日本側は、竹島の「発見」「先占」をどのように説明できるだろうか。「発見」については、古文書等にもこれまで明確な記述が見つかっていないため、日本政府は何ら、主張を行っていない。

ダイク論文では、「日本は1905年、竹島を無主地と宣言して45年まで統治下に治めた」が、第2次世界大戦後の「過去半世紀にわたる韓国による実効支配は国際法廷においても考慮される重要な要素だ」とまとめている。論文の前段は、1905年1月、日本が無主地であることを理由として竹島領有を閣議決定、2月に島根県

が公示（告示第40号）し、その後40年間、実効支配したが、45年の敗戦で占領軍統治に移ったことを簡潔に記述し、後段は、54年以降現在までの韓国による軍事占拠を「実効支配」と位置づける評価を示す。

韓国による竹島占拠は、1951年竹島周辺を含む専管水域、いわゆる「李承晩ライン」の一方的宣言に始まり54年軍事占領で完成した。それ以前は日本が統治していたわけだから、日本による竹島統治が不法・無効でない限り、韓国の行為は領土侵害であり、国際法上認められない。にもかかわらず、ダイク論文が、実効支配も長くなれば合法化するといわんばかりに、韓国の行為にきわめて寛容であるのは、1905年日本の竹島領有の閣議決定に正当性を認めていないためだ。

同論文は、「韓国は19世紀後半、独島（竹島）とその周辺において活発にその領有権を主張していた。一方、日本はこの時期、韓国の領有権を黙認していた」との思いこみを踏まえて、1905年、日本が竹島を「無主地」として先占の措置をとったことを不当とし、その後40年間の実効支配も「国際法廷では顧慮されないだろう」とまで予想している。

韓国が20世紀初頭まで竹島を実効支配していたという

ダイク論文のような誤認がまかり通れば、竹島「先占」論をとる日本の主張の正当性にも影響が及ぶ。国際法廷でも繰り返される危険があるだけに、十分な史料、反証をそろえて対応を整えておく必要がある。

ところで、「日本はこの（19世紀の）時期、（竹島に対する）韓国の領有権を黙認していた」とのダイク論文の認識は法学者の論文としては粗雑だ。1877年、明治政府は「鬱陵島ほか一島のことは日本に無関係と心得よ」との趣旨の太政官指令を内務省など関係者に対し発している。そこで、韓国は、この指令は日本が竹島の韓国領有を認めた証拠だと主張する。しかし、文書は日本が「鬱陵島ほか一島（おそらく竹島）」を領有する意思のないことは確認しているが、韓国による領有を認めた文書ではないからだ。しかも、数年後（1883年）、鬱陵島への渡航自粛を指示した太政大臣の指令文書には「日本松本島一名竹島朝鮮称鬱陵島」（日本では松島あるいは竹島と称する朝鮮名の鬱陵島）とあり、この時代に日本政府の念頭にあったのは鬱陵島だけに過ぎないとの研究結果もある（詳細は、島根県竹島問題研究所ホームページ掲載の2007年塚本孝・国立国会図書館参事による出雲高校講演メモ「竹島領有権紛争の焦点——国際法

の見地から」を参照）。

1905年1月28日付、竹島領有の閣議決定を見ると、「（経緯度略）にある無人島は他国において之を占領したりと認むべき形跡なく：該島を竹島と名づけ：明治36（1903）年以来中井養三郎なる者該島に移住し漁業に従事せる：所なれば国際法上占領の事実あるものと認めこれを本邦所属とし島根県所属隠岐島司の所管とす」とある。

閣議決定とは別に、日本政府は現在、竹島は「我が国固有の領土」と説明している。17世紀から、もっぱら日本漁民が漁採地、避難島として使っていたところの「我が国固有の領土」であり、その事実で十分だが、念のため「先占」という近代国際法の領土取得要件に従って、領土権を明確にする趣旨から閣議決定したのだとする。

この説明に対しては、韓国から、「無主地」だから占領したという一方で「固有の領土」だと主張することは矛盾する、と批判されてきた。ダイク論文も同じ点を指摘し、「独島（竹島）が無主地だったとの日本の主張は、古い時代には独島（竹島）との接点で領有権を確実にするには十分ではなかったと認めたことになると論じ、「無主地」と「固有の領土」を国際法廷で同時に主張す

るのは「禁反言（estoppel）の原則」（相反する主張で紛争相手国の抗弁を封じることが禁ずる原則）により認められまいと予想している。

「固有の領土」とは、「一度も他国との間でやりとりしたことの無い領土」（塚本前掲論文）のことであるとすれば、「無主地」論との矛盾は幾分薄まる。ただ、ヴァン・ダイク氏の示唆するように、植民地主義の西欧列強に直面する以前、日本に「固有の領土」と言えるほど辺境についてまで明確な領土・国境認識があったかは疑問なしとしない。先の太政官指令のように竹島の領有権を放棄していたとも読みうる文書が残っていることも踏まえれば、「外国に譲ったことの無い地」という意味を超えてまで「固有の領土」論を強調する必要性も少ないように思われる。

竹島編入と韓国併合の関係は

竹島の日本領土編入に関して、歴史問題を抱える日本側の弱みを突く形で、韓国が内外に向けて盛んに訴えているのが「竹島侵略（編入）は韓国併合（1910年）の第一歩だった」という論だ。ダイク論文も、竹島を日本が編入する1905年以前には韓国が占有していたと

の誤った前提に立っているため、「独島（竹島）に関する日本の行動は、北東アジアの軍事占領と40年間の韓国支配をもたらした領土拡張政策の文脈の中で理解すべきである」と、韓国領侵奪の第一歩との主張を鵜呑みにしている。

この論への対抗策としては、1905年以前、竹島が韓国の領土でなかったことを明確に論証するに尽きる。日本が実効的に占有していた事実を史料で示す一方、1905年時点で韓国が、竹島を認識あるいは占有していなかったことを傍証する必要もある。韓国側の反証が十分でなければ、竹島編入は、韓国併合とは無関係ということになる。

もっとも、話がそれで終わらないのは、日本には、1910年の韓国併合の前段階から負の歴史遺産があるためだ。ダイク論文も詳述するように、竹島編入に先立つ1904年8月、日本は日露戦争（1904-05年）を有利に導くため第1次日韓協約を締結して韓国外交当局が日本指名の外交顧問（アメリカ人）を受け入れることを強い、また、竹島編入から10か月後の1905年11月には、今度は韓国支配を念頭に第2次日韓協約を締結し、外交権を奪った。

韓国外交への介入時期がこのように竹島編入の時期と相前後しただけに、国際法廷においては、竹島領有の政策が、韓国支配・併合政策とはなんらかかわりなく、国際法及び国際関係上公正な手続きで行われたことを証明する必要がある。

サンフランシスコ平和条約で竹島は日本に復帰

1951年9月調印、52年4月28日発効の対日平和条約は、第2条で「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島（Quelpart）、巨文島（Port Hamilton）及び鬱陵島（Dagulet）を含む朝鮮」に関する権利、権原、請求権を放棄すると規定した。条約は原案の第1段階では、日本が朝鮮に返還する島をすべて列挙する長文の形式がとられ、その中に竹島（Liancourt Rocks）も含まれていたため、日本が修正を求め、第2段階では竹島は日本の領土として書き込まれた。さらにダレス米國務長官顧問の意向で、最終段階では簡潔な形式に改まり、日本が韓国に返還する主な島を前記の三つだけ記す形式となった。列挙された3島を結ぶ線より韓国側の範囲で返還すべき島々が示されたと解しうるが、明記されてはいないため、竹島も含んでいると、韓国に強弁をゆるす余地を残した。

しかし、条文の形式が変わっても、竹島を日本の領土とする趣旨に変更はなかったことは、数十年後に解禁された米外交文書で明らかになっている。それによると、条約調印の約50日前、第2条に竹島が含まれていないことに気づいた駐米韓国大使がダレスに修正を要求。米は51年8月10日付のラスク國務次官補回答で「この島（竹島）は朝鮮の一部となったことはなく、1905年頃から（日本の）島根県庁隠岐支庁の管轄下にある」との理由で拒否した。同様の米外交文書は52年12月4日にも発出されている（前掲の塚本孝メモ、「竹島問題に関する調査研究」最終報告書中の塚本孝論文「サン・フランシスコ平和条約における竹島の取り扱い」を参照）。

ただ、この事実は、日韓の板挟みになることを嫌ったアメリカが長らく公表しなかった。米韓間のやりとりを日本が知らない間に、韓国の李承晩政権は条約発効前の52年1月、実力行使に踏み切り、竹島を囲う李ラインを設定。その後も占拠し続ける一方、条約解釈においては、前記アメリカとのやりとりの真相には口をつぐんだまま、現在に至るも、第2条には竹島も含まれ韓国の措置は合法だと言いつづけている。

ダイク論文は、外交文書で明らかなのこの経緯について

は、齒切れが悪い。韓国が竹島を古来占有していたとの前提に立つから、正反対の立場に立つラスク回答を受け入れることもできず、「連合国は情報が十分でなかったのか、竹島問題を将来に向けてオープンに残した」と、苦しい紛れの解説に終わっている。

占領期から独立回復期の外交文書に関しては、第三者の連合国の判断として、日本に分がある証拠はそろっており、国際法廷においても有利に働くと考えられる。

日本の抗議は既成事実化阻止に不十分との見方

しかし、現実の竹島（写真④）は、54年の灯台建設以来、韓国が長らく日本人の竹島上陸を阻止し、力による支配の既成事実化を強めている。国際裁判例では、紛争が顕在化した後に自国の立場を有利にするためにとった措置は法廷では顧慮されない、とする「決定的期日」の法理が適用されたこともあるが予断を許さない。

また、冒頭でも紹介したように、ダイク論文によれば、領土権主張に関する現代の国際法廷は、「実効的占有」を重視しており、韓国の実力占拠が平穏・長期に継続すれば「時効」による取得と同様の効果をもたらすとの見方もある。

この観点から、同論文は、日本の対抗措置が「時効」取得を阻止するに十分なものか否かに注目しつつ、この半世紀間の日本の対応を次のように例示する。

(イ) 1954年国際司法裁判所（ICJ）への合意提訴を韓国に提案して拒絶されている（ICJ提訴は当事国が合意する必要があるため、韓国が応じない限り提訴は出来ない）。（ロ）53―62年にかけて、日韓外交当局者間による4次にわたる竹島領有権論争が口上書交換の形で行われた。（ハ）65年の日韓基本条約調印の際には竹島を明記しない付属文書の形で問題を先送りした。（ニ）年1回程度の間隔で抗議文書を発出する一方、96年の韓国の軍事行動には抗議をしなかった。（ホ）2004年韓国の竹島切手の発行に対抗しなかった。

続いて同論文は、「時効」取得に関する過去の国際裁判例を例示する。そのうち著名なものを引用する。

(1911年メキシコ対アメリカ仲裁裁判例) 米が半世紀支配したりオランダに接する土地の取得時効を主張。メキシコはこの間、4度、外交ルートを通じ争ってきたと反論。法廷は、外交手段による穏和な抗議が米の「平穏な占有」の主張を無効にし、時効取得を阻止するに十分と判示。

(1953年イギリス対フランス国際司法裁判例) 英仏間マンキエ・エクレオ諸島につき、両国は古くからの



④ 竹島の近影 左が西島、右が東島。埠頭を建設するなど、日本が不法占拠と抗議するのを無視して既成事実化に懸命の様子がうかがわれる。(ロイター)

固有の領土権を主張し合ったが、判決は「決定的重要性をもつのは占有に直接関係する証拠」として実効的支配を重視した。

(1998年エリトリア対イエメン仲裁裁判例) 両国に挟まる紅海の中の無人諸島をめくり、戦闘を経て96年仲裁裁判に付託を合意。古い時代の権原が決定的でない場合、比較的最近における領土の平穏な使用と占有が主要な根拠となりうると判示。

(2008年5月シンガポール対マレーシア国際司法裁判例) シンガポール海峡付近、旧ジョホール王国（現マレーシア）のペドラブランカ岩礁に19世紀イギリスが灯台建設。マレーシアは1979年、岩礁の領有権を主張したが、53年以来灯台を管理してきたシンガポールが、マレーシアは容認していたと抗弁。外交交渉の末、03年ICJ提訴で合意。岩礁はシンガポール領に。

これら（2008年の事例は筆者が追加）を踏まえて、ダイク論文は、半世紀にわたる日本の抗議活動は時効取得を阻止するに十分ではないと厳しい見方を示す。具体的には、「日本は、竹島周囲に巡視船を出し領有権の主張を補っているようだが、それで十分だろうか。1954年以降、日本は国際法廷に委ねるよう圧力をかける

手段もとってきていない」と指摘。さらに「過去の判決では、『抗議はそれ自体で黙認を阻止するに十分とはいえない』との判示もあり、抗議する国には国際法廷など活用できるあらゆる試みによって主導権をとることが要求される」と結論づけている。

日本が韓国に対して国際法廷への合意提訴を公式にもちかけた最後は1962年の外相会議だから、論文には事実誤認もあるが、日本のこれまでの対応に対する警鐘も含んでおり注目に値する。実際、フォーカランド諸島のイギリスによる実力占拠が時の経過とともに公認されてしまった例もあり、「事実の規範力」は要注意である（太壽堂鼎著「領土帰属の国際法」を参照）。

先送り政治のあやうさ

日本の竹島政策に関する政治指導は、ダイク論文の指摘通り、日韓正常化以降は、先送り以外にはほとんど無策に等しかったといつてよい。安倍晋三政権以前の国内的な広報活動はとほしく、対外的にも韓国の不法占拠に対する抗議の事実を公表しないことが多かった。先般の文科省学習指導要領解説書への「竹島明記」問題の際も、先方には通じそうもない譲歩外交に終始し、韓国側こそ

問題の多い公教育のあり方に要望もしていないようだ。8月には、アメリカで地図表記を扱う政府機関「地名委員会」が「韓国領」と誤記していた竹島の帰属を「主権未確定」と正したのに対し、韓国の圧力で訪韓直前、ブッシュ大統領が政治判断し、元の表記に戻された。米大統領の政治判断だけに期を失せず先の50年代外交文書の再確認を当局者間で行うべきだが、日本政府がアメリカに善処を申し入れたという話は聞かえない。

李明博イミョンバク韓国新政権は、竹島に関して、「静かで断固とした外交」の意向といわれる。これが、国際社会に対しては静かに、日本に対しては断固とした態度で臨む趣旨だとすれば、手ごわい。なぜなら、日本がこれまで通りの先送り政治を継続する限り、韓国は不法占拠に抗議する日本の意欲をますます強硬な姿勢で押さえつけ、その他の国際社会に対しては「平穩」で「実効的」な統治権の行使であることをアピールし続け、時効取得への道筋を着々と踏み固めていくことを意味するからだ。

日本の国内には「歴史も法的解釈もややこしい」から「未来に向けて柔軟な発想を」（朝日新聞コラムニスト若宮啓文氏による2008年7月21日の同紙「風考計」）と提唱する論者もある。しかし、こうしたいわゆる「リ

ベラル」の主張は、国際社会の現実と常識を無視し、国家社会の基礎である領土を軽んじるものである。過去の歴史に率直に向き合うという意味においても、むしろ歴史をあいまいにする不誠実な対応といえよう。

国際法廷への提訴は、原則として当事国が合意することを前提としており、韓国が断固拒否する以上、実現の可能性は低い。しかし、日本が提訴を主張すること自体が、竹島の領有権を固めようとする韓国の国際的な立場を弱め、国際法廷が開かれた場合に日本の立場を有利に

●インタビュー

小田滋 前国際司法裁判所判事に 「竹島」問題を聞く



小田 滋（おだ・しげる）氏
1924年生まれ。東大卒。日本学士院会員、前国際司法裁判所判事（3期27年）、東北大名誉教授、弁護士。

●もう半世紀たつが、日本は1950年代、竹島問題を国際司法裁判所（ICJ）の判断に委ねようと韓国に公式提案して拒絶され、その後も公式、非公式に打診

したことがある。ICJへの付託は当事国の合意が出発点なので、いまだに国際法廷に上がっていない。

●国際司法裁判所（ICJ）が国内裁判と大きく異

なるのは、強制的な管轄権がない点です。ただし、他国からICJに提訴された場合に応訴する義務を負う義務的管轄の制度があつて、これを受諾した国同士であれば、国内裁判と同様、一方が提訴すれば相手方も応訴しなければなりません。

日本は国連加盟の後、間をおかずにICJの義務的管轄の受諾を宣言した模範生です。国連加盟国は当然ICJの当事国ですが、義務的管轄を受諾しているのは加盟国の約3分の1に過ぎません。東アジアではフィリピン、カンボジアが、安保理常任理事国ではイギリスだけが受諾国です。中国、ロシア、韓国は受諾していませんから、ICJに付託するには紛争当事国間で合意する以外ありません。

両者に第三者に託する信頼感がなく、紛争があるのに紛争はないと言っている限りがちがありません。当事国が、双方に等質のしかも成熟した法の支配の理念を共有していなければなりません。

国際的な法の支配に信頼した模範的な事例はあるのか。

合意提訴にこぎつけた事件はいくつもあり、多く

もあります。1986年に提訴を合意したエルサルバドル対ホンジュラス国境紛争では、双方1人の判事のほか、ラテンアメリカ地域のブラジルから裁判長を出し、英国及び日本の私が判事に加わりました。所詮、領土・領域を争う裁判は司法裁判というよりは、何を衡平とするかを決める一種の仲裁裁判で、ICJの小法廷や最初から第三国に仲裁に入ってもらつて仲裁裁判がふさわしいと思

います。

韓国が提訴に合意しないなら、一方的に提訴して、韓国の応訴を待つというのはいかがか。

一方的付託が過去にないわけではありません。それによって国際社会に広く知ってもらい、相手国に受諾を促す効果がある場合もあります。しかし、一種の政治的手法で、時を選ばないと逆効果になりかねない邪道です。ICJにせよ仲裁裁判にせよ、できるだけ合意に到達する努力をしたいものです。

日本は、1965年に日韓関係が正常化して以降、国際法廷への付託を韓国に提案もしていない。竹島支配を既成事実化しようとする韓国の施設建設などへの抗議

が陸または海の境界紛争です。典型的な例として私も判事として加わつたチャド対リビア領土紛争をあげます。90年、相次いでICJに一方的に提訴してきたので合意付託とみなされました。94年の判決ではリビアの敗訴となり国境はチャドの主張のように決定されたが、それでもその結果にリビアは従いました。あのカダフィ大佐のリビアがと思うかもしれませんが、リビアはこの事件以外でも、対チュニジア、対マルタの海の境界紛争をそれぞれICJに付託し、平和的、円満な解決が実現しています。

韓国国内には、国際法廷では公平が確保できないとの懸念が根強いようだが。

それは承知しませんが、自国の法律家がICJ判事の中にいないのであれば、ICJでは、紛争事件についてその事件限りで当事国は特任裁判官を出せるのです。私は在職中ソウルで講演した機会に、ICJ判事の自分が日本人であるという考え方で判断をしたことはありえないと語って韓国国際法学者から共感を得ました。歴史的、地理的に全く異なる遠い国の判事に裁判をしてもらうのが不安であれば、小法廷の制度を使う方法

も不十分との指摘がある。

裁判に持ち込めれば解決のメドは立つのだから、提案をすべきでしょうが、竹島の領有問題を解決しようとする日本の対応も十分でないのでは。この紛争の平和的解決に向かおうという姿勢で、両国に基本的な一致がなければなりません。韓国にも、第三者に委ねる気になつてもらわなければ困る。

日韓漁業協定では竹島問題を未来に委ねる、いわば棚上げして、漁業水域の線を引きました。「法による解決」の前に、韓国が竹島を占拠し、基地化したのは大問題で、一方、日本政府がそれを放置するようなことをしてきたのならば遺憾なことです。それは遠慮なのか、理解できない。

公平な第三者による解決に期待することなくこの島を占拠するのはまさに覇権主義ですが、「法の支配」の尊重という民主的な韓国の良識に期待したい。